

証券コード 598A
(発送日) 2026年9月14日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内2丁目7-2
JPタワー14階

チャットプラス株式会社

代表取締役
社 長 大江 繭子

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社 ウェブサイト	https://chatplus.jp/ir/meeting/
--------------	---

また、上記の他、インターネット上の以下の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。東京証券取引所ウェブサイトアクセス後、当社名又は当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」>「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東京証券取引所 ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show
-------------------	---

書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午後2時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内2丁目7-2 JPタワー14階
3. 目的事項
報告事項 第11期(2025年7月1日から2026年6月30日まで)事業報告及び計算書類の報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について、上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、地政学的リスクや円安に伴うエネルギー資源・原材料価格の上昇、米国の政策動向、人手不足等の懸念が継続したものの、好調な企業業績や賃上げによる所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。

一方、生成AIをはじめとする先端技術が社会や経済活動に与える影響への関心が高まる中、企業においては、生産性の向上や人手不足への対応を目的としたDXの推進が進展しております。また、カスタマーサポート機能の高度化、自然言語処理技術の進歩及び生成AIとの連携拡大を背景として、チャットボットの導入が進んでおります。

このような状況のもと、当社は、「コミュニケーションによる感動を最大限に追求し、AIを駆使した全自動社会を最速で実現する」というミッションを掲げ、企業が抱える人手不足や、Webサイト訪問者及び従業員から寄せられる多様な問い合わせに迅速かつ的確に対応するニーズに応えるべく、チャットボットシステム及びFAQシステムを提供してまいりました。

当社のチャットボットシステムは、従来のシナリオ型・ルールベース型に加え、生成AIを活用した生成AI型チャットボットを提供していましたが、当事業年度において、複数のAIエージェントを設定できる「AI AgentPlus」へリニューアルいたしました。これにより、AIに役割や専門性を付与し、設定・応対・改善までをAIが高度に支援することで、多様な顧客ニーズへの対応を実現しております。

また、FAQシステム「FAQPlus」についてもリニューアルを実施し、FAQ記事の作成・更新の自動化を進めるとともに、「AI AgentPlus」との連携を可能としました。これにより、「FAQPlus」と「AI AgentPlus」のナレッジを一元管理できる環境を構築し、運用負荷の軽減を実現するとともに、クロスセル推進及び解約率の改善に取り組んでおります。

加えて、顧客企業からの要望を踏まえたチャットボットシステム・FAQシステムの機能改善及びセキュリティ強化を継続的に実施し、サービスの付加価値及び信頼性の向上に努めてまいりました。

従来のシナリオ型チャットボットは、あらかじめ設定した会話シナリオに沿って応対するため、利用者の質問意図と一致せず、目的の情報にたどり着けない場合があるという課題がありました。一方、「AI AgentPlus」は、利用者の質問意図を理解した柔軟な応対が可能であり、その利便性の高さを背景として導入が進んでおります。

また、生成AI活用に対する市場全体の関心の高まりを追い風として、展示会及びWebマーケティングによる販売活動に加え、無料トライアル及びオンボーディングを通じて得られた顧客のフィードバックを開発へ迅速に反映し、回答精度及びユーザビリティの向上に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は1,221,129千円(前期比19.5%増)、営業利益は529,660千円(前期比43.4%増)、経常利益は524,973千円(前期比42.2%増)、当期純利益は346,688千円(前期比40.9%増)となりました。

当社はSaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、サービス別のARR(注)及びアカウント数の推移は、以下のとおりであります。

(注)ARR：Annual Recurring Revenueの略で、SaaSなどサブスクリプション型ビジネスにおいて継続的に得られる年間収益を言い、算式はチャットボットシステム及びFAQシステムのオプション料を含む月額利用料金（年契約の場合は年契約金額÷12）の合計×12

サービス別ARRの推移

(単位：百万円)

	2025 年 6 月 期				2026 年 6 月 期			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
ChatPlus	660	676	689	707	719	677	661	637
AI AgentPlus	193	265	313	346	417	462	498	534
FAQPlus	9	14	19	24	28	31	38	42
ARR 合計	864	956	1,022	1,077	1,165	1,171	1,198	1,214

サービス別アカウント数の推移

(単位：件)

	2025 年 6 月 期				2026 年 6 月 期			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
ChatPlus	2,227	2,230	2,170	2,182	2,172	2,128	2,037	1,991
AI AgentPlus	84	108	128	136	161	175	197	211
FAQPlus	4	6	8	10	12	12	15	18
合計	2,315	2,344	2,306	2,328	2,345	2,315	2,249	2,220

(注)複数サービスを利用している場合は、サービスごとにカウントしています。

「ChatPlus」については、主に下位プランの減少により、合計の件数は減少しています。一方、「AI AgentPlus」、「FAQPlus」の増加により、ARRは每期増加傾向にあります。

サービス別ARPA(注)の推移

(単位：千円)

	2025 年 6 月期				2026 年 6 月期			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
ChatPlus	296	303	317	324	331	318	325	320
AI AgentPlus	2,306	2,457	2,452	2,549	2,592	2,643	2,528	2,533
FAQPlus	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,600	2,605	2,360
平均	373	408	443	463	496	505	532	547

(注) アカウントあたりの年間収益(ARR ÷ アカウント数)

1 アカウントあたりの年間収益が高い「AI AgentPlus」及び「FAQPlus」の件数の増加に伴い、平均ARPAが上昇しております。

Churnレート(注)の推移

	2025 年 6 月期				2026 年 6 月期			
	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
Churn レート	2.0%	1.8%	1.9%	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	2.1%

(注) 四半期最終月の直近12ヶ月平均の月次Churnレート

月次Churnレート＝当月解約件数÷(前月アカウント数合計＋当月新規契約件数)

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資等の総額は35,065千円であり、その主な内容は、チャットボットシステム及びFAQシステムにおける自社利用ソフトウェアの機能追加開発です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は創業以来、「コミュニケーションによる感動を最大限に追求し、AI を駆使した全自動社会を最速で実現する」というミッションのもと、労働力不足等の社会課題を解決し、持続的に企業価値を向上させるため、以下の点を事業上及び財務上の課題として掲げております。

① 先進テクノロジーの導入とノウハウ集約によるサービスの進化・発展

当社が将来にわたって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を遂げていくためには、提供するサービスが常に顧客企業にとって価値あるものであり続けることが不可欠であり、そのためには新たな付加価値を有するサービス及び機能の開発と、迅速な実装が重要であると認識しております。これまでに当社が開発・提供してきたサービス及び機能は、既に多数の顧客企業に導入され、市場からも一定の評価を得ており、現時点においても十分な競争力を有していると考えております。

しかしながら、今後も日々進化するテクノロジー環境に対応していくためには、技術開発力の継続的な強化が重要な経営課題であると認識しております。具体的には、顧客企業の各種 CRM 等のシステムと連携して、自動でタスクを実行する AI の先進テクノロジーへの対応に加え、これまでに培った成功事例や運用ノウハウの社内集約・活用を進めることで、より高付加価値なサービスへの進化を図ってまいります。

② 情報セキュリティリスクに対する管理体制の強化

当社は、主力サービスであるチャットボットシステムを通じて、顧客企業の情報資産を多数取り扱っていることから、情報セキュリティの継続的な維持・強化を重要な経営課題の一つとして認識しております。

このため当社では、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)に関する国際規格である ISO27001 の認証を取得しております。併せて、サイバー攻撃を防止する WAF(Web Application Firewall)の導入や外部機関による定期的な情報システムの脆弱性診断を受けております。また、社内における情報システム管理規程及びマニュアルを策定・運用するとともに、全従業員を対象とした情報セキュリティに関する継続的な教育・研修を実施しております。今後も、外部環境や脅威の

変化に応じた情報セキュリティ体制の見直し・強化を図り、顧客企業からの信頼維持とリスクの最小化に努めてまいります。

③ 認知度及びブランド力の向上

当社が展開する SaaS ソリューション事業の主力サービスであるチャットボットシステムについては、引き続き顧客数の拡大が見込まれる一方で、さらなる事業成長を実現するためには、サービスの認知度向上及びブランド力の強化が重要な経営課題の一つであると認識しております。このため当社ではチャットボットシステム自体の継続的な改善及び機能強化に取り組むとともに、展示会への出展、ウェビナーの開催、「ITreview Grid Award」の SaaS 分野における受賞など、積極的なマーケティング活動を展開しております。また、ホームページやメールマガジンを通じた運用ノウハウや導入成功事例の対外発信を通じて、サービス価値の可視化と市場における信頼性の向上にも注力してまいります。

今後も、見込顧客や顧客企業との接点を拡大し、訴求力のある情報発信を戦略的に組み合わせることで、チャットボットシステムのさらなる市場浸透を図り、持続的な顧客基盤の拡大につなげていく方針です。

④ カスタマーサクセス活動の推進

当社の主力サービスであるチャットボットシステムを顧客企業に継続的に利用していただくためには、顧客企業が導入効果を具体的に実感し、成果を上げられるような新たな付加価値やソリューションの提供が不可欠であると認識しております。

この課題に対応すべく、当社では専門チームによるカスタマーサクセス活動を積極的に行い、顧客企業の利用状況をもとに、的確な課題把握と課題解決を行うコンサルティング機能の強化を推進してまいります。また、個別面談、設定講習会、有人チャットサポート、24 時間対応の自動チャットサポート、ヘルプサイト等顧客ニーズに合わせた支援体制を提供し、顧客企業の課題解決に努めております。さらに、カスタマーサクセス活動を通じて把握した顧客要望に基づき機能追加開発を行うことで、チャットボットシステムのサービス価値向上につなげています。今後も、顧客企業の成功体験を支援する体制の整備を通じて、顧客価値向上による解約率の低下、ひいては顧客基盤の拡大につなげてまいります。

⑤ 財務基盤に関する状況

当社においては、安定的に利益を計上してきた結果、手許資金を十分確保しているため、財務基盤は安定していると考えております。チャットボットシステムのサービス提供ができなくなる可能性は非常に低いですが、災害等の想定外の事態が発生し、サービスの提供ができない場合に備え、適切な流動比率の確保に注力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第8期 (2023年6月期)	第9期 (2024年6月期)	第10期 (2025年6月期)	第11期 (2026年6月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	310,314	749,483	1,021,723	1,221,129
経常利益 (千円)	4,820	162,025	369,074	524,973
当期純利益 (千円)	6,381	105,393	246,051	346,688
1株当たり当期純利益 (円)	1.60	26.35	61.51	86.67
総資産 (千円)	398,350	635,515	953,794	1,318,222
純資産 (千円)	79,260	184,654	418,705	753,394
1株当たり純資産額 (円)	19.82	46.16	104.68	188.35

(注) 1. 決算期変更により、第8期は2023年1月1日から2023年6月30日の6ヶ月決算となっております。

2. 2025年12月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2026年6月30日現在)

事業	主要製品
SaaSソリューション事業	チャットボットシステム及びFAQシステムの開発・提供等

(8) 主要な営業所及び工場(2026年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況(2026年6月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名(4名)	4名増(3名減)	29.8歳	3.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時の雇用者数の年間平均雇用数は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2026年 6 月 30日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社商工組合中央金庫	15,239
株式会社東日本銀行	14,990
西武信用金庫	6,910
株式会社きらぼし銀行	2,966

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

2026年 7 月 15日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2026年6月30日現在)

① 発行可能株式総数	16,000,000株
② 発行済株式の総数	4,000,000株
③ 株主数	8名
④ 大株主	

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
マネーストレージ株式会社	1,600	40.0
大江 繭子	1,260	31.5
西田 厚生	344	8.6
赤松 哲典	172	4.3
西田 幸子	172	4.3
古市 直子	172	4.3
西田 大翔	140	3.5
西田 美朝	140	3.5

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2026年6月30日現在)

新株予約権の数 1,791個

目的となる株式の種類及び数 普通株式 358,200株

(新株予約権1個につき200株)

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回(25円)	2021年9月22日 ～2029年9月21日	200個	1名
	第2回(25円)	2019年9月22日 ～2029年9月21日	80個	1名
	第3回(495円)	2023年12月30日 ～2031年12月29日	30個	2名
	第4回(495円)	2024年12月16日 ～2032年12月15日	20個	2名
	第5回(495円)	2026年6月27日 ～2034年6月26日	1,200個	2名
	第6回(495円)	2027年3月6日 ～2035年3月5日	155個	1名
社外取締役	第2回(25円)	2019年9月22日 ～2029年9月21日	90個	1名
監査役	第3回(495円)	2023年12月30日 ～2031年12月29日	5個	1名
	第4回(495円)	2024年12月16日 ～2032年12月15日	5個	1名
	第6回(495円)	2027年3月6日 ～2035年3月5日	6個	2名

(注) 2025年12月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり200株としております。

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2026年6月30日現在)

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大江 繭子	
取締役COO兼開発部長	赤松 哲典	
取締役CFO兼管理部長	森下 俊光	株式会社ハウテレビジョン取締役監査等委員
取締役	吉富 純一	株式会社JYソリューション代表取締役 ティ・アール・アイ株式会社取締役 株式会社インタースペース取締役監査等委員 株式会社ECXグループ取締役 株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS 監査役 株式会社スタートアップクラス監査役
監査役(常勤)	成田 勝範	
監査役	高橋 智	株式会社アクロスザシー代表取締役 株式会社シェアードリサーチ監査役 室町ケミカル株式会社取締役監査等委員 株式会社レッドクリフ監査役
監査役	久礼 美紀子	弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー

(注) 1. 取締役吉富純一氏は、社外取締役であります。

2. 監査役成田勝範氏、高橋智氏及び久礼美紀子氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役成田勝範氏は、証券会社や複数社の常勤監査役として実務経験があり、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するものであります。

4. 社外監査役高橋智氏は、上場企業での管理部門責任者及び複数の社外監査役・社外取締役経験があり、経営・財務・会計等に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 社外監査役久礼美紀子氏は、複数の社外監査役としての経験と弁護士として培われた法務及び知的財産に関する専門的な知識・経験を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法427条第1項及び当社定款第29条第2項、第38条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であります。当該保険契約は、被保険者である対象役員が、その職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2026年6月18日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬額は、企業価値の持続的な成長を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬である役員賞与により構成し、社外取締役については、高い客観性及び独立性をもって経営監督機能を担う職責に鑑み、基本報酬のみを支給することとしております。なお、取締役の報酬限度額は、2025年9月18日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

取締役の基本報酬は、代表取締役社長及び業務執行取締役については、役位、職責、在任年数のほか、当社全体の業績、会社規模、同業他社の水準及び従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定し、社外取締役については、各人の経歴及び知見等を勘案して決定しております。

業績連動報酬は、利益成長を重視する観点から、当該事業年度の営業利益が前事業年度の営業利益の120%以上であり、かつ期初に定めた営業利益目標を超過した場合に、代表取締役社長及び業務執行取締役に対し、業績目標超過額の20%を総額の上限とし、各取締役に対する支給額は、それぞれ月例の固定報酬額の6ヶ月分を上限としております。

業績連動報酬の算定指標として営業利益を採用する理由は、財務指標であり客観性が高いこと、当社が成長企業として利益成長を実現し、時価総額の向上を目指していること、及び配当原資となる利益を指標とすることで株主との利害を一致させることができるためです。

当社は、2026年3月6日に、取締役の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の報酬委員会を設置し、報酬決定の客観性、透明性及び公正性を確保する体制を整備いたしました。報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、代表取締役社長と社外監査役1名により構成される諮問機関です。取締役会は、基本報酬及び役員賞与の個人別支給額について、役員報酬規程に基づく報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、報酬等の内容に係る決定方針との整合性並びに各取締役の役割及び職責等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬の額は、2022年3月30日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。各監査役の具体的な報酬の額については、業務分担等を勘案し、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査役の協議により決

定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	63,500 (2,400)	57,000 (2,400)	6,500 (－)	－ (－)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,740 (7,740)	7,740 (7,740)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
計 (うち社外役員)	71,240 (10,140)	64,740 (10,140)	6,500 (－)	－ (－)	7 (4)

(注)取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬(役員賞与)の内容、指標の選定理由及び算定方法は、前述の「① 個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。算定の指標とする当事業年度の営業利益は、前事業年度の営業利益の143.4%であり、かつ期初に定めた営業利益目標を超過しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
記載すべき特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	吉 富 純 一	当事業年度開催の取締役会23回中22回出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識のもとに、主に企業経営やコーポレート・ガバナンス等に関し適宜、発言を行っております。
監査役	成 田 勝 範	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会14回中14回出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識のもとに、主にコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス等に関し適宜、発言を行っております。
監査役	高 橋 智	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会14回中14回出席いたしました。豊富な経験と幅広い見識のもとに、主に企業経営やコーポレート・ガバナンス等に関し適宜、発言を行っております。
監査役	久 礼 美 紀 子	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会14回中14回出席いたしました。法務及び知的財産に関する専門的な知識・経験のもとに、主にコンプライアンスやコーポレート・ガバナンス等に関し適宜、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

みおぎ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額(千円)
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	15,000
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前事業年度の実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役及び使用人に啓蒙する。
- b. コンプライアンス違反に対し、当社の取締役及び使用人等当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- c. 内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令及び定款の遵守体制に関する監査を行い、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役及び監査役に報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に関する情報は、法令ならびに取締役会規程及び文書保管管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- b. 当社は、業務上取扱う情報については、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準及びプライバシーマーク認証基準に準拠した体制を整備し、運用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社のリスク管理体制強化のためにリスク・コンプライアンス管理規程を制定し、リスク評価及び対応は、管理担当部門が推進する。
- b. 当社は、リスク・コンプライアンス委員会において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- c. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役及び監査役に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定款及び取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則

として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。

- b. 取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告及び協議を行う。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、及び稟議規程等を制定し、適正に運用する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役及び重要な使用人から構成される経営会議において審議、報告を行う。経営会議は、原則として毎週1回、その他必要に応じて随時開催する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役は、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- b. 監査役は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- c. 補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に参加する。
- b. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
- c. 内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報内容及び状況を直ちに監査役に報告を行う。
- d. 内部監査担当者は、監査役に対しその監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査役は必要に応じて調査を求める。
- e. 監査役は取締役と協議し、監査役に報告を行った者又は内部通報制度における通報を行った者が、当該報告又は通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、定期・不定期を問わず、代表取締役等と意見交換を行い、意思疎通

を図る。

- b. 監査役は、内部監査担当者との十分な連携を図る。
- c. 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急又は臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払又は償還を受けることができる。
- d. 監査役は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- a. 「コンプライアンス行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度をもって対応し、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言している。
- b. 反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力とは一切関係もしくは取引しないことを周知徹底し、万一反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、弁護士及び警察等と連携し毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムに関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は以下のとおりです。

① 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会及び経営会議等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等についての取組みを実施しております。また、内部統制システムについては、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、また必要に応じて社内規程及び業務の見直しを行うことによって、その実効性の向上を図っております。

② 取締役の職務執行

当社では、原則として毎月1回開催される定時取締役会及び必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役より業務管理状況及び業務執行状況の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。

③ コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報制度規程により相談・通報体制を設けることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営成績、財務状況及び事業環境等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に向けて、サービス及び機能拡充に係る開発投資並びに人材投資等の成長投資を優先するとともに、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は、継続的に利益及びキャッシュ・フローを創出できる事業基盤を有していることから、成長投資を阻害しない範囲で、かつ余剰キャッシュ・フローの状況を踏まえ、その成果を株主の皆様へ適切に還元していくことが、資本市場からの信頼の醸成及び中長期的な企業価値向上につながるものと考えております。

剰余金の配当につきましては、期末配当を基本とし、その決定機関は取締役会であります。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年 6 月 30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,116,746	流 動 負 債	507,727
現 金 及 び 預 金	1,030,960	買 掛 金	31,854
売掛金及び契約資産	61,416	短 期 借 入 金	14,990
仕 掛 品	90	1年内返済予定の長期借入金	15,984
前 渡 金	11,921	未 払 金	15,756
前 払 費 用	12,151	未 払 費 用	20,823
そ の 他	316	未 払 法 人 税 等	109,167
貸 倒 引 当 金	△109	契 約 負 債	255,248
固 定 資 産	201,475	預 り 金	5,274
有形固定資産	56,437	賞 与 引 当 金	5,893
建 物 附 属 設 備	52,830	役 員 賞 与 引 当 金	6,500
工具、器具及び備品	3,607	そ の 他	26,235
無形固定資産	52,920	固 定 負 債	57,099
特 許 権	128	長 期 借 入 金	9,131
商 標 権	224	資 産 除 去 債 務	47,968
ソ フ ト ウ ェ ア	47,563		
ソフトウェア仮勘定	5,004	負 債 合 計	564,827
投資その他の資産	92,117	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	100	株 主 資 本	753,394
繰 延 税 金 資 産	26,175	資 本 金	10,000
敷 金	65,842	利 益 剰 余 金	743,394
		利 益 準 備 金	2,400
		その他利益剰余金	740,994
		繰越利益剰余金	740,994
		純 資 産 合 計	753,394
資 産 合 計	1,318,222	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,318,222

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,221,129
売 上 原 価		303,673
売 上 総 利 益		917,456
販売費及び一般管理費		387,796
営 業 利 益		529,660
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,888	
ポ イ ン ト 還 元 収 入	309	
そ の 他	193	2,392
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	768	
為 替 差 損	1,730	
上 場 関 連 費 用	4,570	
そ の 他	10	7,079
経 常 利 益		524,973
税 引 前 当 期 純 利 益		524,973
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	171,746	
法 人 税 等 調 整 額	6,537	178,284
当 期 純 利 益		346,688

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	1,200	407,505	408,705	418,705	418,705
当期変動額						
剰余金の配当			△12,000	△12,000	△12,000	△12,000
利益準備金の積立		1,200	△1,200	－	－	－
当 期 純 利 益			346,688	346,688	346,688	346,688
当期変動額合計	－	1,200	333,488	334,688	334,688	334,688
当期末残高	10,000	2,400	740,994	743,394	753,394	753,394

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品…………… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)… 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役 員 賞 与 引 当 金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) SaaSサービス

当社は、主な収益をSaaSサービスから生じる収益と認識しております。SaaSサービスにおいては、顧客との契約に基づき契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っており、これらに関する業務を履行義務として識別しております。当該義務の履行により、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。

(2) 機能追加開発サービス

機能追加開発においては、当社が提供するチャットボットシステム及びFAQシステムの利用に際し、顧客の要望に基づく機能追加等の開発業務を行う義務を負っております。当該義務の履行により、資産の価値が増加し、当該資産が生じることから、当該義務は一定の期間にわたり充足される履行義務に該当すると判断しております。

このため、当社は、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りは、各報告期間の期末までに発生した実績工数が、契約全体で見込まれる総工数に占める割合に基づき算定しております。

なお、契約の取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの期間がごく短期間と見込まれる開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建買掛金及び外貨建予定取引

(3)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部管理規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場の変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は振当処理によっているため、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,333千円
2. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は以下のとおりであります。
売掛金 61,259千円
契約資産 156千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式(注)	20,000	3,980,000	—	4,000,000

(注) 普通株式の株式数の増加は、株式分割(1:200)によるものであります。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年9月18日 定時株主総会	普通株式	12,000	600.00	2025年6月30日	2025年9月19日

(注) 2025年12月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。2025年6月30日を基準日とする配当については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金 の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年8月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	12,000	3.00	2026年 6月30日	2026年 9月11日

4. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 505,200株

(注) 2025年12月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり200株としております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	10,266千円
賞与引当金	2,088 "
役員賞与引当金	2,302 "
未払費用	596 "
資産除去債務	16,995 "
顧客関連資産	601 "
のれん	343 "
ソフトウェア	5,031 "
フリーレント賃借料	1,666 "
繰延税金資産合計	39,892 "

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	13,716千円
繰延税金負債合計	13,716 "
繰延税金資産純額	26,175 "

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため、短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、必要に応じて金融機関からの借入を行っております。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね1ヶ月としており、貸倒実績率も低いものとなっております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建仕入取引に係る為替変動リスクについては、デリバティブ取引を利用しヘッジしております。

借入金、運転資金及び設備投資に必要な資金を調達したものであり、返済期間は、決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は、与信管理規程に従い、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じて管理部が財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を行い、リスク軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務については支払管理表、借入金については返済計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の把握等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	65,842	46,599	△19,242
資産計	65,842	46,599	△19,242
長期借入金(※1)	25,115	24,864	△250
負債計	25,115	24,864	△250
デリバティブ取引(※2)	—	—	—

※1 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

2 デリバティブ取引

外貨建仕入取引について為替予約を行っておりますが、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる外貨建仕入取引と一体として処理されているため、その時価は当該ヘッジ対象の時価に含めております。

3 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,030,960	—	—	—
売掛金	61,259	—	—	—
敷金	—	—	—	65,842
合計	1,092,220	—	—	65,842

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	15,984	6,108	3,023	—	—	—
合計	15,984	6,108	3,023	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	46,599	—	46,599
資産計	—	46,599	—	46,599
長期借入金(※)	—	24,864	—	24,864
負債計	—	24,864	—	24,864

※ 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

合理的に見積った返済期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入れを実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、SaaSソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	チャットボットシステム FAQシステム	その他	合計
ストック型収益(注1)	1,171,038	20,854	1,191,892
フロー型収益(注2)	28,557	680	29,237
合計	1,199,595	21,534	1,221,129
顧客との契約から生じる 収益	1,199,595	21,534	1,221,129
外部顧客への売上高	1,199,595	21,534	1,221,129

(注) 1. 主に自動更新条項があり、継続的な収益獲得を前提とした契約であります。チャットボットシステム及びFAQシステムの月額利用、年契約、その他コンテンツ提供サービス等の契約を含めております。

2. 継続的な収益獲得を前提としない契約であります。チャットボットシステム及びFAQシステムの初期設定費用、機能追加開発、その他コンテンツ制作等の契約を含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	49,569
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	61,259
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	156
契約負債(期首残高)	198,283
契約負債(期末残高)	255,248

契約資産は、チャットボットシステム及びFAQシステムの機能追加開発を行う契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からチャットボットシステム及びFAQシステムの契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受収益で、サービス提供期間にわたり、売上への振替がなされます。当事業年度の期首

現在の契約負債残高は、おおむね当事業年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。当事業年度中における契約負債の増減は主に契約金額の増加額が、収益の認識による減少額を上回ったことによるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	188円35銭
1株当たり当期純利益	86円67銭

(注)当社は、2025年12月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2026年7月15日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月11日及び2026年6月25日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2026年7月14日に払込が完了いたしました。

① 募集方法 : 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 650,000株

③ 発行価格 : 1株につき1,080円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額 : 1株につき993.6円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 資本組入額 : 1株につき496.8円

⑥ 発行価格の総額 : 702,000千円

⑦ 払込金額の総額 : 645,840千円

⑧ 資本組入額の総額 : 322,920千円

⑨ 払込期日 : 2026年7月14日

⑩ 資金の使途 : 機能強化・機能追加開発・新技術の研究開発、人材投資、販売促進活動

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年7月15日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月11日及び2026年6月25日開催の取締役会において、丸三証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年8月13日に払込が完了いたしました。

① 募集方法 : 第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出し)

② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 172,500株

③ 割当価格 : 1株につき993.6円

④ 資本組入額 : 1株につき496.8円

⑤ 割当価格の総額 : 171,396千円

⑥ 資本組入額の総額 : 85,698千円

⑦ 払込期日 : 2026年8月13日

⑧ 割当先 : 丸三証券株式会社

⑨ 資金の使途 : 「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。

(資本金の額の減少)

当社は、2026年8月13日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2026年9月29日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 減資の目的

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の成長投資を含む資本政策の柔軟性及び機動性の確保並びに税制上の適切な対応を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額のうち、408,618千円を減少いたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額408,618千円の全額をその他資本剰余金へ振り替えることといたします。

3. 減資の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年8月13日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026年8月17日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026年9月18日(予定) |
| (4) 定時株主総会決議日 | 2026年9月29日(予定) |
| (5) 減資の効力発生日 | 2026年9月30日(予定) |

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 26 日

チャットプラス株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	横手 宏典
業 務 執 行 社 員		

指 定 社 員	公認会計士	渡邊 健悟
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、チャットプラス株式会社の 2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの第 11 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026 年 7 月 15 日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場した。この上場にあたり、2026 年 6 月 11 日及び 2026 年 6 月 25 日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2026 年 7 月 14 日に払込が完了した。また、2026 年 6 月 11 日及び 2026 年 6 月 25 日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2026 年 8 月 13 日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までの第 11 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 8 月 27 日

チャットプラス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 成 田 勝 範 ㊞

社外監査役 高 橋 智 ㊞

社外監査役 久 礼 美紀子 ㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の成長投資を含む資本政策の柔軟性及び機動性の確保並びに税制上の適切な対応を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替であり、当社の発行済株式総数及び純資産額に変動はなく、株主の皆様のご所有株式数及び1株当たり純資産額に影響はありません。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額418,618,000円のうち408,618,000円を減少して10,000,000円いたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議 | 2026年8月13日 |
| ② 債権者異議申述公告日 | 2026年8月17日 |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 2026年9月18日(予定) |
| ④ 株主総会決議 | 2026年9月29日(予定) |
| ⑤ 減資の効力発生日 | 2026年9月30日(予定) |

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の 株 式 の 数
1	お お え ま ゆ こ 大 江 繭 子 (1973年10月18日)	1996年 4月 西松建設株式会社 2000年 9月 株式会社ネットシーズ 2016年 8月 当社営業部長 2019年 7月 当社取締役 COO 2022年 7月 当社取締役 CFO 2023年10月 当社代表取締役社長（現任）	2,560,000
	<取締役候補者とした理由> 大江繭子氏は、当社設立以来、事業運営を牽引し、代表取締役就任後は、経営基盤の確立とともに、当社の持続的な成長に貢献してまいりました。また、豊富な経営経験を有し、事業全体を俯瞰する視点をもって、変化の激しい事業環境に的確に対応してまいりました。 同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知識は、今後の当社の経営には不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。		
2	あ か ま つ あ き の り 赤 松 哲 典 (1980年8月18日)	2003年 5月 株式会社ブイキューブ 2006年 5月 株式会社デジレントサーブ 2011年 2月 株式会社ネクストステップ（現 株式会社イ ング） 2015年 4月 同社取締役 2021年 1月 当社開発部長 2021年 3月 当社取締役開発部長 2022年 7月 当社取締役 COO 兼開発部長（現任）	172,000
	<取締役候補者とした理由> 赤松哲典氏は、システム開発及び運営に関する豊富な知識と経験を有し、取締役COO兼開発部長として当社システムの開発及び運営を統括し、サービス競争力の向上に資するシステム開発を推進するなど、当社事業の発展に貢献してまいりました。 同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知識は、今後の当社の経営には不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	もりしたとしみつ 森 下 俊 光 (1973年10月9日生)	1998年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 2002年 4月 公認会計士登録 2003年11月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 2016年 7月 株式会社スタジオアタオ取締役 2016年 9月 株式会社 ZAIZEN 取締役 2017年 9月 株式会社ハウテレビジョン監査役 2019年 5月 株式会社 UNBALANCE 取締役 CFO 2023年10月 当社取締役 2024年 7月 当社取締役 CFO 兼管理部長(現任) 2025年 4月 株式会社ハウテレビジョン取締役監査等委員(現任)	—
<取締役候補者としての理由> 森下俊光氏は、公認会計士として培った会計・財務に関する高度な専門知識及び豊富な経験を有するとともに、取締役CFO兼管理部長として財務・経理をはじめとする管理部門全体を統括し、経営基盤の強化並びにコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に貢献してまいりました。 同氏のこれまでに培われた幅広い経験や知識は、今後の当社の経営には不可欠と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	よしとみじゅんいち 吉 富 純 一 (1963年6月15日生)	1987年 4月 和光証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 2012年 1月 株式会社日本ビジネスイノベーション 取締役 2012年 7月 株式会社 JY ソリューション設立 代表取締役(現任) 2013年 3月 コンバージョンテクノロジー株式会社(現 株式会社エアトリ CXO サロン)監査役 2013年 7月 ティ.アール.アイ株式会社 取締役(現任) 2014年 8月 コンバージョンテクノロジー株式会社(現 株式会社エアトリ CXO サロン)取締役 2020年 6月 株式会社アクシスパートナーズ 取締役 2021年 1月 当社取締役 2021年12月 株式会社インタースペース 監査役 2022年 6月 株式会社 JCDソリューション(現株式会社トップヒルズ)取締役監査等委員 2022年12月 株式会社インタースペース取締役監査等委員(現任) 2023年11月 株式会社 ECX グループ 取締役(現任) 2024年 3月 株式会社 BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS 監査役(現任) 2024年 9月 当社取締役(現任) 2024年12月 株式会社スタートアップクラス 監査役(現任)	—
<選任理由及び期待される役割> 社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験を通じて培われた、コーポレート・ガバナンスや事業運営等に関する幅広い専門知識と知見を有しております。独立した立場から経営全般に対する的確な助言及び監督を行うとともに、経営判断に対する適切な牽制機能を発揮することが期待されることから、引き続き社外取締役候補者として選任するものであります。なお、当社の取締役就任以降は、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 大江繭子氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるマネーストレージ株式会社が所有する株式数を含んでおります。

3. 大江繭子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

4. 吉富純一氏は、社外取締役候補者であります。

5. 吉富純一氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。

6. 吉富純一氏は、証券会社における長年の経験や、経営者及び複数の社外役員としての豊富な経験を有しており、経営全般に関する有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献できると判断し、社外取締役候補者とするものです。

7. 吉富純一氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。

8. 当社は、吉富純一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。

9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.